

令和7年度税制改正要望事項（新設・**拡充**・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項目名	NISAの利便性向上等											
税目	所得税											
要望の内容	<p>NISAのさらなる利便性向上等のため、所要の措置を講ずること。</p> <table border="1" data-bbox="901 790 1487 958"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>—</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 新しいNISA制度が開始された中、手続の更なる簡素化・合理化や対象商品の要件の見直し等により、投資家の利便性を向上させ、NISAの更なる普及・利用促進を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 2024年1月から新しいNISAが開始され、2024年3月末時点でNISA口座数が約2,323万口座、買付額は約41兆円となるなど、NISAは国民の安定的な資産形成の手段の一つとして受け入れられつつある。 国民の安定的な資産形成を引き続き支援していく観点から、個々人のライフプランやライフステージに応じた商品選択、幅広い層による制度の円滑な利用等を可能とするため、対象商品等の要件の見直しやNISAに関する手続の更なる簡素化・合理化などに取り組む必要。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上 施策1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施</p> <p>資産所得倍増プラン（抄） 2. 目標 ○資産所得倍増プランの目標として、第一に、投資経験者の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 総口座数（一般・つみたて）を現在の1,700万から3,400万へと倍増させることを目指して制度整備を図る。 ○加えて、第二に、投資の倍増を目指す。具体的には、5年間で、NISA 買付額を現在の28兆円から56兆円へと倍増させる。その後、家計による投資額（株式・投資信託・債券等の合計残高）の倍増を目指す。</p> <p>国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（抄） Ⅱ 国民の安定的な資産形成の支援に関する施策 1 国民の安定的な資産形成に資する制度の整備 （2）新しいNISA 令和9年末時点におけるNISA 総口座数を3,400万へ、NISA 買付額を56兆円へ増加させることを目指す。</p> <p>新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（抄） VII. 資産運用立国の推進 1. 資産運用立国実現プランの実行 （1）家計の安定的な資産形成の支援 ①NISAの活用 2027年末時点のNISA 総口座数を3,400万口座、買付額を56兆円へ増加させることを目指す。</p>
		政策の達成目標	<p>NISAの普及・利用促進により、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図ること。</p> <p>5年間で、NISA 総口座数を3,400万口座、NISA 買付額を56兆円とすること。</p>
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする。
		同上の期間中の達成目標	（「政策の達成目標」と同じ）
		政策目標の達成状況	<p>口座数：2,323万口座 買付額の合計：41.4兆円 （出典）金融庁「NISA利用状況調査」（令和6年3月末時点）</p>
	有効	要望の措置の適用見込み	全てのNISA 口座開設顧客の利便性向上につながる。

		要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
相 当 性		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度の普及や利用促進に資するものであり、妥当である。
こ れ ま だ の 租 税 特 別 措 置 の 適 用 実 績 と 効 果 に 関 連 す る 事 項		租税特別措置の適用実績	口座数：2,323万口座 買付額の合計：41.4兆円 (出典)金融庁「NISA利用状況調査」(令和6年3月末時点)
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	口座数は約2,323万口座(令和6年3月末時点)と、制度の普及・利用が進んでおり、家計の安定的な資産形成の促進に有効である。
		前回要望時の達成目標	—

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度改正 NISA の創設 ・平成 22 年度改正 NISA の法制化 ・平成 23 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 24 年度改正 NISA の利便性向上・事務手続の簡素化 ・平成 25 年度改正 NISA の恒久化等 ・平成 26 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 27 年度改正 ジュニア NISA の創設等 ・平成 28 年度改正 NISA の利便性向上 ・平成 29 年度改正 つみたて NISA の創設等 ・平成 30 年度改正 NISA 等の利便性向上・充実等 ・平成 31 年度（令和元年度）改正 NISA 制度の恒久化等 ・令和 2 年度改正 NISA の恒久化等 ・令和 3 年度改正 NISA 口座等の利便性向上 ・令和 4 年度改正 NISA 口座開設時におけるマイナンバーカードの活用等 ・令和 5 年度改正 NISA の恒久化等 ・令和 6 年度改正 NISA の利便性向上等 	